

2025 年 4 月 28 日

民主主義科学者協会法律部会第 27 期理事会

日本学術会議法案（以下、学術会議法案）が、2025 年 4 月 18 日、衆議院本会議で趣旨説明され、国会での審議が始まりました。本学会は、本年 2 月 15 日と 3 月 31 日に、同法案に反対する旨の声明を発出したところであり、このたびの審議入りを注視しておりました。国会審議にあたっては、4 月 15 日に日本学術会議総会が採択した「声明 次世代につながる日本学術会議の継続と発展に向けて ～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」および「決議 日本学術会議法案の修正について」を、学術会議の「協力学術研究団体」である本学会としても、支持、賛同することを表明いたします。

このたびの審議入りに際し、4 月 18 日の衆議院本会議において日本維新の会の三木圭恵議員が、本学会と日本学術会議（以下、学術会議）に関して、以下のように発言しました（衆議院議事録より抜粋）。

- ① 「日本学術会議が設立された当時は、ソ連、中国共産党の社会主義勢力が台頭してきた時代でした。ソ連、中国の共産党を兄弟党としていた日本共産党は、民科、イコール民主主義科学者協会を始めとする社会主義に同調的な科学者を組織し、学術会議の中心メンバーとして送り込んでいます」。
- ② 「会員には、自然科学のみならず、人文科学として法学や政治学の研究者も多くいます。これらの学問分野は、それぞれの政治信条とも深く関わるので政治的中立性を保つことが難しいと言えます」。

上記発言①は、学術団体をあたかも特定政党によって組織されたものとみなし、学術会議の活動に関与したかのような印象を与えるものであり、不正確で不適切なものです。

発言②は、法学研究者が、その学問分野ゆえに政治的中立性を保つことができないという、臆断に基づいた根拠のないものです。

これらの発言は、本学会が学術団体として活動していくうえで見逃すわけにはいかないものであり、同時に今後の学術会議法案の慎重かつ適正な審議にとっても禍根となるものと考えます。

民主主義科学者協会法律部会は、独立した法律の学術団体として 1957 年に規約を定めて発足し、所定の厳正な審査を経て学術会議に登録されている協力学術研究団体です。本学会はあらゆる法分野の研究者から構成されており、会員の価値観や考え方の多様性を尊重して活動を行っています。

国会議員が国権の最高機関である国会という公の場において、学術会議や特定の科学者団体をあたかも特定政党の下部組織とみなし、それぞれの組織に属する研究者の思想信条を決めつけるような発言を行ったことに強く抗議するとともに、このような不正確で不適切な発言に惑わされることなく、国会で慎重かつ厳正な審議がなされることを期待します。その上で、学術会議法案が、学術会議決議が求める「ナショナルアカデミー5 要件」を満たさない限り、廃案とされるべきことをあらためて表明いたします。